

令和5年度 第1回北栄町地域福祉推進計画推進委員会

日時 令和5年7月4日（火）
13時30分～15時30分
場所 大栄農村環境改善センター
2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 北栄町地域福祉推進計画について

- ①2023事業計画の進捗管理（目標設定） 資料 1
- ②重層的支援体制整備事業実施計画の進捗管理 資料 2
- ③成年後見制度利用促進計画の進捗管理 資料 3

4 連絡事項

(1) 次回委員会について

《時期・内容について》

日 程	内 容	備 考
3月中旬 午後	・事業計画の進捗管理と評価	

5 その他

6 閉 会

【名簿】北栄町地域福祉推進計画 推進委員一覧(2021.6.1～3年間)

委員数：15名以下

任期：2021(R3)6.1～2024(R6)5.31まで

	支払う者 (報償費)	氏 名	区 分	所 属
1	町	<small>チヨウ ソウ カ ベ</small> 長曾我部 まどか	その他町長が認める者	学識経験者
2	町	中原 秀俊	地域福祉活動者	北栄町民生児童委員協議会
3	町	<small>キヨ ヨ</small> 森田 清子	地域福祉活動者	// (主任児童委員)
4	町	有福 幸博	地域住民	北栄町自治会長会
5	町	<small>ミツ ヨ</small> 中井 恭子	社会福祉関係者	北栄町障がい者地域自立支援協議会
6	社協	松村 絹子	社会福祉関係者	北栄町母子会
7	社協	<small>エンドウ シンドロウ</small> 遠藤 倭文子	社会福祉関係者	北栄町精神障がい者家族会
8	社協	<small>タムラ モンユキ</small> 田村 禎之	社会福祉関係者	北栄町老人クラブ連合会
9	社協	谷原 義則	地域住民	第2層協議体(北栄) よっしゃやらあ会
10	社協	田中 陽子	地域住民	第2層協議体(大栄) よっしゃやらあ会
11	社協	山本 雅史	地域住民	
12	行政	吉岡 正雄	その他町長が認める者	健康推進課
13	行政	中原 浩二	その他町長が認める者	教育総務課
14	行政	前田 美友紀	その他町長が認める者	生涯学習課

オブザーバー	土屋 幸巳	北栄町福祉施策アドバイザー
--------	-------	---------------

事務局	推進委員会に出席する職員		
1	行政	小澤 靖	福祉課長
2		菱井健生	(担当) ★町の地域福祉推進計画、成年後見制度利用促進計画
3		松嶋まゆみ	(担当) 重層的支援体制整備事業
4	社協	金山英文	局長
5		秋草ゆみ枝	総務・地域福祉係長
6		前田悦子	(担当) ★社協の計画担当

令和5年度事業の進捗管理(目標設定)

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当課	2023目標・内容	2022実績
I 地域で支えあうしくみづくり					
(1) 支えあい意識の高揚	町	①講演や研修など様々な啓発活動を充実します	福祉課(全体)	①「地域の福祉を考える会」の開催支援を行う	①じんけんフェスティバルを通し、認知症に対する支えあいの啓発を行う ・認知症への理解を人権研修テーマと連携させることにより、人権を学ぶ会やじんけんフェスティバルで認知症の啓発に取り組むことができた。また、テーマ関連団体と連携実施することで、人権の裾野を広げる取り組みにつながった。
			福祉支援室	①障がい者地域自立支援協議会の権利擁護研修を通して、支えあい意識の推進を図る	①出前講座(生涯学習課)に積極的に取り組む ・「認知症予防プログラム」をはじめ、自治会で取り組める範囲で講座受講をされた。自治会で出前講座が当たり前となるように今後も継続することが必要。
			福祉課(全体)	①幅広い媒体を活用した啓発活動に取り組む ・TCCや出前講座など、様々な媒体で周知、啓発に取り組む	①TCC企画(特集)等広く周知する機会を設ける ・地域福祉に係る様々な催しや取り組みについて、TCCを活用することにより広く住民へ意識啓発することができた。
	社協	①福祉課との連携により地域福祉の周知を図るため福祉まつりを開催する ②支えあい活動の研修会を実施する	社協	①ほくえい介護予防フェスタ2023・福祉まつりの開催(年1回) 自治会の取り組みや助けあい活動の実践発表	①健康フェスタ・福祉まつりを開催し、自治会の取り組みや助けあい活動の紹介を行う ・健康フェスタ・福祉まつりの開催(10/15) 講演会、いきいきサロン取り組み発表、助けあい活動の紹介(展示)を行った。
				②合同研修会の開催(年1回) 民生児童委員・福祉推進員・愛の輪協力員を対象に各自治会での助けあいネットワーク(連携)の推進を図る	②合同研修会の開催 ②福祉推進員研修会の開催 ・福祉推進員の研修も兼ね開催。(R5.3/5 参加者84名)参加者にアンケートを実施。各自治会での話し合いの場(支え愛連絡会)の開催や助けあいのある地域づくりが必要であることを皆で共有できた。
				②地域の福祉を考える会の開催(年1回)(7/3)	

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当課	2023目標・内容	2022実績
(2) 地域福祉活動・ボランティアの活性化	町	①民生児童委員、社会福祉協議会をはじめ福祉活動をしている人や団体を周知し、一層その活動を支援する	福祉支援室	①ボランティア活動の活性化のための支援を行う ・ボランティア連絡会に参画し、課題の把握と支援の検討を行う	①ボランティア活動の活性化のための支援を行う ・未実施。引き続き社協と連携しながら進める必要がある。
			福祉支援室	①民生児童委員等、各団体の活動支援を行う	①高校生ボランティアの活動を支援する ・集いの場(おしゃべりHOUSE)を2自治会で実施。幅広い年代の参加があり、世代間の交流機会となった。また、集いの場の継続開催について、自治会内で検討するきっかけにもなった。 ①民生児童委員等、福祉活動の支援を推進する ・民生児童委員を対象とした各種研修、視察、福祉関係団体との意見交換会などを行った。 ・町報等により民生児童委員、福祉団体等を周知した。
	社協	①ボランティア連絡会を設立する ②小・中・高、学生ボランティア活動の推進を図る	社協	①ボランティア連絡会を設立(6/28) ボランティア団体の交流や情報共有、活動の活性化を図る	①ボランティア連絡会を設立 ・未実施、設立に向け準備中。
				②高校生ボランティア活動支援 地域に出向き、集いの場のきっかけづくりを行う	②高校生ボランティア活動支援 ・サロンを通じた地域交流の場(おしゃべりHOUSE)の企画・実施支援を行った。幅広い年代の参加があった。サロンの開催のきっかけや継続開催を自治会内で検討する機会にもつながった。
				②小・中・高校生との地域の交流会づくり 地域と交流の機会をつくる	②小・中・高校生との地域の交流会づくり ・小・中学生が作成したメッセージカードは、ひとり暮らし高齢者へ、また、高校生からのメッセージカードを配食利用者へ配布したことで、地域との交流の機会をつくることのできた。
	(3) 支えあい・見守りの充実	町	①障がいや認知症などの理解を得る研修の充実を図ります ②認知症対策として、ほくえい見守り安心ネットの取り組みを充実します ③自死に対する理解を深め、周囲の人がサインに気づけるよう啓発を行います ④生活支援コーディネーターを配置します ⑤生涯学習出前講座の取組みを推進します	福祉支援室	①障がいや認知症の啓発の充実を図る ・あいサポーターの啓発 ・認知症サポーターの啓発 ・アルツハイマー月間の啓発
健康推進課				③自死に対する理解を深める啓発を行う ・町報への掲載、健診事業などが集まる場所で、相談先等が記載されたリーフレットを配布	
福祉課(全体)				④支え愛連絡会の開催支援(重点地区:下北条地区) ・買物支援を通じた生活課題の把握、検討	
社協		①自治会単位での支え愛連絡会開催の働きかけを実施する	社協	①支え愛連絡会の意義の周知と開催の働きかけを実施(10自治会) 自治会長や民生児童委員定例会などに参加し、開催の働きかけを実施する	①支え愛連絡会の意義の周知と開催の働きかけを実施(10自治会) ・民生児童委員会定例会に参加し開催の働きかけを実施した。 ・合同研修会の参加者へ開催の働きかけを実施した。

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当課	2023目標・内容	2022実績
II 安心して暮らせるしくみづくり					
(1) 相談支援の充実	町	①町のどこの窓口でも、その世帯の生活上の様々な問題に気づき、必要な機関につなげていく体制をつくり ます ②相談窓口の体制の強化と多様化した相談に対応するための職員の資質向上を行います ③適切な支援と事後フォローアップができるよう、関係機関間の連携を強化し、協力関係を整備します	福祉課(全体)	②③相談支援機関の連携強化や対応力の向上を図る ・地域ネットワーク会議を開催し、多分野の相談援助職による事例検討会を行う	①②③相談支援機関・窓口の対応力の強化や分野を超えた連携強化を推進する ・分野横断的な連携支援を促進するため、関係機関を対象とした研修会を開催し、各分野の相談支援、地域づくり事業と参加支援事業の連携や体制づくりを目的とした関係者連絡会を開催した。 ・他分野の制度や窓口、ひきこもり等の多様な課題について各相談支援機関で共有を図ることができた。
	社協	①相談窓口の紹介と他機関との連携を図る	社協	①身近な相談窓口として、困っている人や悩みを抱える人たちの相談に応じられるよう、相談対応力の向上や、各種相談機関との連携を図る	①相談の窓口を明確化する ・チラシを作成。サロンや支え愛連絡会参加者に配布し相談窓口を紹介した。
(2) 情報提供の充実	町	①わかりやすい冊子などの作成をします ②効果的な情報提供の手段を見つけ実行していきます ③相談窓口の周知を行います ④音声、点字対応の促進をし、その他手話通訳者、要約筆記者などの育成を充実していきます	福祉支援室	①②③障がい福祉サービス、ひとり親支援策等の効果的な周知に取り組む ・障がい者手帳取得後のサービス一覧や、ひとり親支援策一覧を作成(改定)し、制度の周知に努める ・町報等による情報提供を図る	②③住民向けの障がい福祉サービスの周知を推進する ・障がい福祉サービスや関係事業所、認知症相談窓口について町報を活用して周知を行った。
			福祉支援室 教育総務課	②教育部局と連携し、障害福祉サービスに係る情報提供の充実を図る	②教育部局と連携した障害福祉サービスに係る研修を実施する ・園・小中学校の特別支援教育主任を対象にした障がい福祉サービス研修会を実施し、教育と福祉の連携強化を図った。開催時期や方法を工夫しながら、次年度以降も継続する。
	社協	①広報誌やホームページを活用し、地域福祉活動の事例を町民へ周知する ②サロンや集いの場を利用して情報提供する	社協	①広報誌「ふれあい」とホームページによる自治会での取り組みや社協の仕事内容等の情報提供(年4回) ②サロン等を利用し、情報の提供、周知を行う	①広報誌「ふれあい」で自治会での取り組みや社協の仕事内容等の情報提供(年4回) ・広報誌年4回発行し、自治会での取り組みや社協の仕事内容等を広報誌に掲載することで、情報や活動の報告が見えるよう工夫した。 ②サロン等を利用し、相談の窓口等の情報提供 ・チラシを作成し、相談窓口等の情報の提供、周知を行った。

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当課	2023目標・内容	2022実績
(3) 福祉サービス提供の充実	町	①NPO、ボランティアなどを含め、多種多様な主体によるサービスを拡充させます ②恒例、障がいといった分野に限定しない共生型サービスなど、実情にあった総合的な福祉サービスの検討をします	福祉支援室	②福祉サービスの充実にに向けた実情把握と検討に取り組む ・障がい福祉サービスの年齢のはざまに関する実情の把握と検討を進める	①②福祉サービス提供の充実に向け、必要な資源等の開拓を進める ・生活支援サービスについて現状や課題の聞き取りを行い、サービスの提供範囲の見直しや既存サービスとの併用例について周知を図った。 ・担い手不足により提供団体を増やすことは困難であるが、現状のサービスの周知や活用の工夫、生活支援サポーターのさらなる養成等の検討につながった。
	社協	①地域の助けあい活動等を推進するよっしゃやらあ会と協働して、必要なサービスの検討をする	社協	①よっしゃやらあ会を開催し、必要なサービスや居場所について協議・検討する ①共助交通の伴走支援を行う	①サロン等を利用し、住民からニーズを聞き取り、よっしゃやらあ会で必要なサービスの検討を行う ・よっしゃやらあ会を開催し、必要なサービスや居場所について協議・検討を行った。 ・共助交通に関心のある住民を中心にしくみづくりを考える会に参加。試行運行開始。実動に向けての協力・支援を行った。
(4) 災害時の連携の強化	町	①福祉避難所の役割や位置付けを住民に周知します ②難病患者など地域での避難支援が難しい人の支援体制を検討します ③地域による災害時の避難支援個別計画の作成を推進します	福祉支援室 総務課(情報防災室)	①②防災研修を継続して実施する ・自立支援協議会で当事者・支援者・地域住民等を交えた防災研修を実施し、福祉避難所の位置づけや災害時の対応への理解を深める ・町防災訓練を継続して実施し、災害時の連携意識の強化を図る	①②防災研修を継続して実施する ・町総合防災訓練で自治会との通信訓練・避難所訓練、防災講演会を実施。 ・町自立支援協議会主催により、当事者及び関係者、関係団体が参加し防災研修を実施した。 ・町自立支援協議会で医療的ケア児等の避難支援に係る研修を行った。引き続き検討が必要。
			福祉課(全体)	③避難支援個別計画の検討を進める	③支え愛マップの推進を行う ・支え愛マップ推進に向け、研修会や作成支援を行った。
	社協	①支え愛マップづくりを広める	社協	①支え愛マップの意義の周知と自治会単位での作成の働きかけを行う	①自治会長会等に参加し、支え愛マップの意義の周知と自治会単位での作成の働きかけを行う ・支え愛マップの作成の支援を実施した(2自治会/松神・駅前)災害時の要支援者や避難経路などの把握や見守りが必要な方の情報共有をすることができた。 ②町・社協で災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協議・協定を締結する ・災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定締結(R4.9.1)広報誌等で住民へ周知することができた。

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当課	2023目標・内容	2022実績
(5) 権利擁護の推進	町	①虐待を受けた人だけでなく虐待をした人に対しても、速やかに必要な支援に結び付けたり、早期の段階から相談できるよう、窓口などの周知を図ります ②虐待やDVの理解が進むように啓発活動を行います ③日常生活自立支援事業や成年後見制度の内容や利用方法を周知します ④「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します	教育総務課 (子育て包括) 福祉課(全体)	①②虐待やDVの防止に関する理解の促進 ・高齢者、障がい者、児童等各分野において、虐待防止に関する理解啓発について広報等による啓発に取り組む	③④成年後見制度の利用促進を図る ・虐待防止と成年後見制度・日常生活自立支援事業について、地域住民や専門機関に対し、研修・町報・HP等で制度の周知を図ることができた。 ・権利擁護支援ネットワーク会議により中部圏域共通の成年後見支援マニュアルを作成。
			福祉課(全体)	③成年後見制度の啓発を図る ・広報等による周知や各種支援会議等の場を活用し、福祉事業所へ個別の周知を行う	
	社協	①住民に広報誌等で周知しながら法人後見、日常生活自立支援事業等を実施し、必要な制度が利用できるようにする	社協	①法人後見事業や日常生活自立支援事業の概要や相談先を広報誌等に掲載し、周知する	①法人後見事業や日常生活自立支援事業の概要や相談先を広報誌等に掲載し、周知する ・広報誌等に掲載、周知(年4回) ・法人後見制度や日常生活自立支援事業の概要や現状報告を行った。
(6) 支援が届きにくい人への対応	町	①地域が生活に困難を抱えている人に気づく力を養うために、研修や広報周知を行います ②町内の福祉事業者と連携し、介護について学ぶ場や相談機能を充実していきます	福祉課(全体)	①「地域の福祉を考える会」の開催支援を行う ・気づきの力を養う研修会の開催支援を行う	①②事業所と連携し世帯訪問を継続すると共に、相談窓口の周知を行う ・町内法人と連携し世帯訪問を実施。効果的な実施方法について検討する必要がある。 ・支援につながりにくい人に対し継続的に個別訪問を実施。
			生活支援室	①②事業所と連携し世帯訪問の継続と相談窓口の周知を図る	
	社協	①アウトリーチにより継続的支援事業において個別ケースの支援会議に参画する ②緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援を行う	社協	①支援会議に参画し、アウトリーチ事業の対象世帯への個別訪問を継続実施する ①町内法人と連携し、世帯訪問調査実施する。支援会議にて調査結果を共有し、必要なケースあれば参加支援につなげる ②関係機関と連携し、訪問等によるアウトリーチを行う	①支援会議に参画し、アウトリーチ事業の対象世帯への個別訪問を継続する ・継続訪問することで、本人の意向に添った支援やサービスにつなげることができた。 ①世帯訪問調査を実施する。支援会議にて調査結果を共有し、必要なケースがあれば参加支援につなげる。 ・町内法人と連携し、世帯訪問調査実施(10月に2自治会/西新田場・江北浜)支援会議にて調査結果を共有することができた。
(7) 生活に必要不可欠な移動	町	①北栄町タクシー利用料助成事業などの現行の移動支援対策を見直しつつ継続します ②地域や関係機関と連携し共助交通を検討します	介護保険室	①買物支援を通じたタクシー利用助成の拡充に向けた検討を行う	②共助交通の理解を推進し、活動の下地を形成する ・共助交通に関するフォーラムを開催し、関心のある方に対し実際の活動につながるよう、社会福祉協議会と連携し伴走支援を行った。 ・活動に関心のある方に周知を行うとともに、活動を始めたい団体への支援を行っていく。
			生活支援室	②共助交通の取組を継続して推進する	
	社協	①共助交通実働の継続支援を行う。また、共助交通の取組みやしぐみについて、広報誌に掲載し周知する	社協	①共助交通の取組みやしぐみについて、広報誌等に掲載し住民に周知する	①住民からニーズ聞き取りを実施し、具体的な運行について検討する。 ・共助交通を行う任意団体が立ち上がり、試行運行を開始。(瀬戸・原 乗りのりクラブ)R5. 4月より実働。継続支援を行う。

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当課	2023目標・内容	2022実績
Ⅲ いきいきと暮らせるしくみづくり					
(1) 居場所づくり・交流の場づくり	町	①既存施設が活用できるような補助金などの取組を検討します ②誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりとユニバーサルデザインを推進します ③地域で活用しやすいメニュー(生涯学習出前講座など)の工夫を行います	福祉課(全体)	②ほくえい介護予防フェスタ2023・福祉まつりを通して交流の場づくりを推進する ・集いの場の活性化、こけないからだ体操の促進を図る	②誰でも集える交流の場づくりを推進する ・終活連続講座を開催し、参加者の継続した集まりとして終活サロン開催につながった。 ・テーマを持ったサロンを開催することで興味を共有する人が集まる場ができたが、継続した開催が課題。参加しづらい方の場づくりについて、今後も検討していく必要がある。
	社協	①地域の実情にあったサロン等の具体的な方法を提案し協力する	社協	①サロン等立ち上げや運営の協力を行う	①サロン等立ち上げや運営の協力を行う ・コロナ禍でもサロンや集いの場を開催できるように「安心して楽しい集いを運営するための感染対策」研修会を包括との連携により開催。コロナ禍であってもサロン等の開催を継続される自治会が増えた。 ・サロン立ち上げや運営の協力、相談を行った。
(2) 社会参加・生きがいづくり	町	①就労や活動の場として地域資源の開発と仕組みづくりを進めます ②講座へのニーズを把握し、開催方法や内容を検討します	福祉課(全体)	①活動の場の拡大に向けた支援を行う ・つなぐ会議等の場を活用して、就労や活動の場に関する情報の集約や共有を進める	①多様なニーズに対応できるよう受け皿づくりの推進と周知を図る ・分野横断的研修の中で参加支援事業の周知を行うと共に、参加の場として活用できるよう依頼し、図書館や農家の協力を得ることができた。引き続き、関係機関や多様な主体に働きかけていく必要がある。
	社協	①老人クラブの活性化を支援する	社協	①老人クラブの活動の見える化を図り社会参加や生きがいづくりの活動を支援する	①参加支援事業内容についてわかりやすいチラシを作成する ・事業内容についてチラシ作成。 ・社会参加の機会づくりとして、包括と連携し、終活連続講座を企画・実施した(3回)講座終了後、孤立しがちな方を対象に、月1回終活サロンを継続開催している。

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当課	2023目標・内容	2022実績
<p>(3) 健康づくり・介護予防</p>	町	<p>①健診の受診勧奨と健診を受けやすい環境整備を進めます ②職場や各団体、自治会等と連携し、健康づくり、介護予防について積極的に啓発していきます ③自分の身体に興味関心を持つような研修を実施します ④こけないからだ講座など、健康づくり、介護予防に効果のある居場所づくりを検討し、周知と環境づくりを行います</p>	健康推進課	<p>①②③健診・講座など、自治会等と連携して、健診受診勧奨、健康づくりについて積極的に啓発を行う ・各自治会健康推進員を中心に健診受診、健康講座の開催を推進する ・介護予防教室等で健診についての健康教育を行い、受診につなげる</p>	<p>②③④コロナ下でもできる介護予防推進の取り組み ・社協職員と一緒にサロン等に出かけ、コロナ禍における介護予防と認知症予防について啓発した。 ・こけないからだ講座の実施自治会の新規開拓と、取組中の自治会の状況確認をした。 ・介護予防講演会として、ご当地体操交流大会視聴会を開催した。 ・集いの場にて体力測定をしてほしいという声から、介護予防に効果のある居場所づくりとするため、町内事業所のリハビリ職、介護予防運動サポーターの協働により体力測定を行っていく。</p>
			包括支援センター	<p>②③④地域における介護予防の充実を図る ・こけないからだ体操など地域へリハビリ専門職を派遣し介護予防の効果の充実を図る</p>	<p>①②③健診・講座など、自治会等と連携して、健康づくりについて、積極的に啓発を行う ・健康講座を感染対策を実施の上で開催。会場での開催とは別に、自宅で講座を手軽に受講してもらうため、TCCでの放映を行った。 ・引き続き全自治会への健診の勧奨と取組の工夫を行う。</p>
	社協	①どの年代でも参加できるメニューや参加場所を検討する	社協	<p>①地域で活躍できる場(ボランティア活動・団体等)のリスト作成・完成 ・リストを活用できるよう周知・配布を行う</p>	<p>①地域で活躍できる場やメニューのリスト作成・完成 ・地域で活躍できる場やメニューのリスト作成中。</p>

北栄町重層的支援体制整備事業実施計画

○計画期間：令和4年度～令和6年度

○事業目的：①必要な人に福祉的な支援が届く仕組みづくり、②生活の課題解決に結びつく支援の実施

資料 2

*令和5年度アクションプラン

支援分類	現状と課題	実施事業	R4評価 *参考 (実施状況を踏まえた達成状況や課題等)	具体的な取組事項 (令和5年度)
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関の対応力を強化する（分野を超えた連携、依存症や困り感のないケースへの対応を含む） 多様な課題の発見につながるよう、各分野の制度理解をすすめる 各相談支援機関が、断らない相談ができるよう資質の向上を図る 課題に対するアセスメント力の向上を図る 	分野共通事項	各分野について相互理解が進んだ。分野横断の連携体制の強化を目指してテーマや内容を変えながら、継続して研修機会を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> 各分野の相談支援関係者の資質向上につながる研修会の開催、事例検討や連絡会（つなぐ会議）を通じ分野横断的な連携体制を推進する。
		地域包括支援センター	各分野の制度理解はほぼ達成。今後は事例検討会等を実施し、分野を超えたネットワーク連携を図っていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 分野を超えたネットワーク構築と対応力強化のため、困窮課題のある世帯の事例検討会や障がいの制度に関する研修会を開催する。
		障害者相談支援事業	多分野の制度の理解や、障害福祉サービスに関する相互理解を進めることができた。引き続き分野相互の連携や個別の対応力を深める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 北栄町障がい者地域自立支援協議会にて、各種研修や実地訪問等の機会を設け、制度の理解を深めると共に、教育・防災・雇用等の各分野との連携強化を図る。 地域ネットワーク会議に引き続き参加し、事例検討等により各分野の制度理解や対応力の向上に努める。
		利用者支援事業	各分野の制度理解は概ねでき、ネウボラや地区担当保健師から他分野へ相談することができた。今後も分野相互の連携強化を図り、必要なサービス紹介および利用につなげていく。	<ul style="list-style-type: none"> 相談を受ける保健師の対応力の強化やアセスメント力の向上のため、保健師の事例検討会を開催する。 地域ネットワーク会議等に参加し、他分野との連携ネットワークづくりに努める。
		生活困窮者自立相談支援事業	各分野の制度理解が進んだ。生活困窮分野は相談につながりにくい一面があるため、早期に対象者が相談につながるよう連携促進の取組みを継続する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 地域ネットワーク会議において多分野の関係機関と困窮課題のある世帯支援に関する視点の共有を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 すぐに一般就労につながらない方への支援について就労準備支援の充実にむけ関係機関との連携・協議を行う。
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 既存の枠組みの対象外となる方や地域から孤立しがちとなる方（都会からの転入者、男性高齢者、ひきこもり傾向の方、未就労の方、依存症の方など）も参加できる居場所の確保、参加促進の取組みを実施する 自動車や免許がない方の外出支援（子育て家庭の母、高齢者など）の方法を検討する 参加しやすい環境づくりのため、事業所（企業等）における障がいの理解促進、地域の見守りの強化を図る 活用できる地域資源の把握、必要な資源の確保に向けた取組みを行う 事業の周知を行う 	-	個別ケースの参加支援に丁寧に対応する一方で、参加の場を増やすため、多様な分野の関係者となつていく必要がある。関係者連絡会は対象者を検討しながら引き続き開催していく。	<ul style="list-style-type: none"> 既存の相談支援機関を中心に参加支援事業についての理解を広げ、対象者の把握に努める。 関係者連絡会（つなぐ会議）を開催し、個別ケースにあった「参加」に関する課題を共有・協議し関係者とのつながりを強化する。

支援分類	現状と課題	実施事業	R4評価 *参考 (実施状況を踏まえた達成状況や課題等)	具体的な取組事項 (令和5年度)
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談先が分からず、一人で抱え込まないよう、誰もが気軽に相談しやすい環境づくりを促進する（身近な地域での相談先の確保、相談支援機関の周知、地域内での見守りや声かけ） ・地域で活躍する人、リーダー層を増やす ・利用者の発掘や資源の周知を行う（地域活動支援センター等の既存資源の活用） ・地域の中で自主交流できる場の確保を検討する（子育て家庭、学童期以降） ・分野を限定しない取組み推進に向けて、課題の整理を行う 	分野共通事項	<p>多様な分野の関係者とのつながりは地域づくりにつながっていくため、関係者連絡会は対象者を検討しながら引き続き開催していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分野を限定しない取組みを推進するため、地域づくり事業関係機関の連絡会を引き続き開催する。（各事業の進捗や課題等の共通認識を図る）
		地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・こけないからだ体操を自治会で継続する場合、参加者の固定化、世話人の負担感が課題になる。介護予防の場として高齢期前から参加してもらえるような工夫が今後必要。 ・機会を捉えて地域に出かけることで相談先の周知や実施の相談につながっており成果があるものとして今後も継続する。 ・新規登録いただいた団体にも、高齢者サークルの活動を通じての見守り活動や介護予防等の視点が定着するよう働きかけが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こけないからだ体操をはじめとする通いの場をテーマにした交流大会を開催し、社会参加の大切さを再確認してもらい、高齢期からの参加を呼びかけ、他団体の活動状況を聞くなかで活動継続の意欲向上を図る。 ・こけないからだ体操やサロンに出かけ、相談先の周知をする。
		生活支援体制整備事業	<p>自治会長会を対象にマップ作成の意義について学ぶ機会を設けたことでマップ作成につながっている。この中で支え愛連絡会の周知を継続すると共に推進手法の検討を進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支え愛マップ作成の推進について、継続して周知や広報を行うと共に、有効な手法の検討を進める。マップの作成・更新を推進する中で支え愛連絡会の周知を併せて行う。 ・住民と一緒に生活課題（誰が何に困っているのか）の洗い出しや見守り体制づくりをすすめ、自治会単位での支え愛連絡会の開催の働きかけを実施する。（10自治会）
		地域活動支援センター事業	<p>制度間の相互理解を進めることにより潜在的な対象者の把握の下地となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター事業を住民に幅広く周知し利用促進を図ると共に、支援につながっていない対象者の把握に努める。
		地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日々のセンター事業や子育て講座等が子育て世帯のつながり強化や孤立予防となった。 ・ファミリーサポートセンター事業の拡充により、地域住民（提供会員）と子育て家庭（利用者）の共助活動の場が増えた。 ・その他利用者のニーズを把握できたため、今後の事業活動で取り入れることができるか検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者を増やすため、保健師の訪問や健診の際に子育て支援センターを紹介し、利用促進をする。 ・子育て支援センターで受けた相談を利用者支援事業へ引継ぎ、地区担当保健師の継続的なフォローを実施する。
		生活困窮者支援等のための地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生が地域に出かけていくことで、出かけにくい方の参加機会や世代を超えた交流機会となった。楽しみに待っている方もあり、継続した交流・活動支援を行っていく。 ・共助交通の伴走支援を行ったことで共助交通支援に関する町補助金の新規制定につながった。本格運行の伴走支援を継続して行う一方で、活動状況を他地域にも周知・広報していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも立ち寄れる居場所の立ち上げや開催に対し、地域活動団体への伴走支援を行う。（2自治会） ・共助交通の伴走支援を行い、活動状況を他地域に周知・広報する。

支援分類	現状と課題	実施事業	R4評価 *参考 (実施状況を踏まえた達成状況や課題等)	具体的な取組事項 (令和5年度)
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象となる支援が届きにくい人の実態把握を行う 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯訪問により把握した対象者について、状況を確認し今後の支援方針を決定していく。また次年度以降の世帯訪問について、相談者がアクセスしやすい工夫（QRコードの貼付等）等より効果的な方法を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯訪問調査の対象自治会を下北条地区を中心に設定し、気になる世帯の把握や相談窓口のお知らせとともに、スーパー閉店に伴う困り感についても確認する。また、世帯訪問により把握した対象者について、状況を確認し今後の支援方針を決定する。
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援機関の対象外である場合や相談者の課題が不明確な場合の対応窓口を明確化する ・庁内連携を強化する ・課題に対するアセスメント力の向上を図る 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野の相談支援機関や民生児童委員等から複合課題ケースの相談がつながりやすいよう、さらに周知を重ねる必要がある。 ・精神科の受診中断や未受診の方の見立てや必要な制度・サービスへのつなぎ等に関する課題に対し、社会医療法人と協議を行い、専門職と連携したアウトリーチ訪問について一定の理解を得ることができた。実際の取組みにつながるよう協議をすすめていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的相談支援事業と連携し各分野の関係機関が参加する研修会を開催するとともに、包括的支援会議や関係者連絡会（つなぐ会議）にて分野間連携の促進を図る。 ・庁内連絡会にて連携課題等や改善策等について検討する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との連携体制を強化する ・相談の必要な方にとって、多様な相談機会が得られるよう体制や取組み内容を検討する 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・SOSが出しにくい人が相談につながりやすいよう周知方法を検討する必要がある。 ・相談者がアクセスしやすい工夫（QRコードの貼付やSNSの活用等）を検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりに関する実態調査を実施する。 ・重層計画の改訂におけたスケジュール等を検討し準備を進める。

令和5年度成年後見制度利用促進計画 2023年度 目標設定

○計画期間 令和4年度～令和6年度

基本目標	目標項目	施策内容	2023年度取組目標	2022年度実績・評価
<p>地域連携ネットワークの構築等、実施体制の整備</p>	<p>・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 ・制度の普及啓発と地域社会への浸透 ・後見人等の担い手の確保</p>	<p>・地域連携ネットワークの構築 本人を取り巻く地域の関係者がチームとなって支援していく一次支援体制と、権利擁護に関わる関係団体間の連携による二次支援体制の仕組みを整備し、地域連携ネットワークとして、必要な人が成年後見制度を利用していけるよう連携体制の構築を目指す。</p>	<p>○成年後見制度における支援体制の周知に努める ・本人等を支える一次支援体制の周知。 ・支援者の相談機関としての二次支援体制の周知。</p>	<p>■個別支援検討会議、受任調整会議の充実と支援態勢のネットワーク構築を図る ・中核機関において権利擁護支援対応マニュアルを作成し、個別支援検討会議や受任調整会議の開催の流れを共有した。 ・関係機関のネットワーク会議に参加し二次支援体制のネットワーク構築を行った。</p>
		<p>・中核機関の設置 中部成年後見支援センターと、中部1市4町が共同して中核機関を設置し、中部における権利擁護支援を推進する。また、意思決定支援に意識のある各組織が集まる権利擁護支援ネットワーク会議を設置し情報共有・課題検討・連携強化を図る。</p>	<p>○権利擁護支援ネットワーク会議の有効活用の検討 ・中核機関と一緒にネットワーク会議の有効性を高める検討を進める。</p>	<p>■権利擁護支援ネットワーク会議による関係機関との連携強化を図る ・中核機関の運営の中で、ネットワーク会議や、中部市町の連絡調整会議で共通課題を協議することにより相互の連携強化につながった。</p>
		<p>・地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能 地域連携ネットワークと中核機関において担う機能を、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果とし、中核機関及び町で推進していくことにより目標の達成を図る。</p>	<p>○中核機関等と連携し以下について取り組む ・有効な広報や研修の実施 ・一次支援に関わる関係者への制度の浸透 ・後見人等の担い手の確保に関する検討 ・市民後見人等の受け入れ、支援に関する検討</p>	<p>■中核機関等と連携し広報、関係者への制度浸透、担い手確保、市民後見人の推進を図る ・一般や福祉関係者に向けた広報、研修を随時実施し、制度の周知を行った。 ・市民後見人等の取組や、担い手の確保については、関係機関と引き続き協議が必要。</p>
<p>利用者がメリットを実感できる制度の運用</p>	<p>・利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実 ・制度の利用しやすさの向上</p>	<p>・意思決定支援の在り方の周知、浸透 利用者本人の判断能力に課題のある場合においても、必要な情報を提供し、本人の意思や考えに基づく意思決定を行う、意思決定支援の考え方の普及に努める。</p>	<p>○意思決定支援の考え方の普及の継続 ・広報や研修の機会を通して効果的な意思決定支援の普及に取り組む。</p>	<p>■意思決定支援の考え方の普及に取り組む。 ・虐待防止、成年後見制度、日常生活自立支援事業、エンディングノート等の周知を通して、地域住民や関係機関へ意思決定支援の周知を図ることができた。</p>
		<p>・成年後見制度利用支援事業の活用促進 成年後見制度利用支援事業の活用を推進し、申立費用の助成、後見報酬の助成を行うことにより利用しやすい制度運用を目指す。</p>	<p>○利用支援事業の周知に努める。 ・制度の必要な方に利用支援事業の理解が深まるよう、制度の広報等に併せて周知に努める。</p>	<p>■利用支援事業の周知・見直しを行う ・制度自体の周知に併せて利用支援事業の周知を行った。制度の見直しも随時検討していく。</p>